

## 犬山市の契約に係る指名停止要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事、設計、監理、調査及び測量業務（以下「建設工事等」という。）の契約の相手方として不適切な者を排除し、適切な業者選定をするために、指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の指名停止について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、指名停止とは、有資格業者が別紙第1、別紙第2及び別紙第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するため、工事等の契約の相手方とすることが不相当として、期間を定め、指名の対象から除外する措置をいう。

(指名停止決定機関)

第3条 指名停止は、犬山市入札契約審査委員会要綱（平成29年要綱第10号）に基づき設置する犬山市入札契約審査委員会（以下「委員会」という。）において決定する。

(指名停止の要件及び期間)

第4条 有資格業者が、別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、当該有資格業者に対して別表各号に定めるところにより、期間を定め指名停止を行う。

2 前項の場合において、指名停止の期間は2年を超えることができない。

(共同企業体に関する指名停止)

第5条 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（当該事案について明らかに責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で指名停止を行う。

2 指名停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体については、当該構成員の指名停止の期間の範囲内で指名停止を行う。

(指名停止期間の特例)

第6条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに掲げる期間の短期及び長期の最も長いものをもって指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、別表第2第1号に定める期間は除く。

(1) 別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中、又は当該期間の満了後3か年を経過するまでの間に、別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第3第1号から第4号までの措置要件に係る指名停止の期間中、又は当該期間の満了後3か年を経過するまでの間に、別表第3第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき。

- (3) 別表第1各号の措置要件に係る指名停止の期間中、又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表第1各号の措置要件に該当することとなったとき。
  - (4) 別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中、又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表第3各号の措置要件に該当することとなったとき。
  - (5) 別表第3各号の措置要件に係る指名停止の期間中、又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表第2各号又は別表第3第5号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき。
  - (6) 別表第3第5号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間中、又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表第3第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき。
- 3 有資格業者について情状酌量すべき等特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
  - 4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、2年を限度として指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
  - 5 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

この場合において、別表第3の第1号から第4号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間（2年を超えるときは2年）から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

- 6 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第7条 第4条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は市の職員が、談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第3第2号又は第4号に該当したとき。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各部の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったと

きで、当該関与行為に関し、別表第3第1号又は第2号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。

(指名の取消し)

第8条 指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る有資格業者に対して指名しているときは、必要に応じて当該指名を取消すものとする。

(指名停止の通知)

第9条 指名停止、指名停止の期間の変更又は指名停止の解除を行ったときは、市長は、当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。

2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が、市の発注した工事等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 指名停止の措置期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特別の事由により、あらかじめ委員会の承認を得たときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第11条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が市の発注した工事等の一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

(準用)

第12条 工事等以外の製造の請負、物品の購入、委託業務等の指名停止の措置については、第2条から前条までの規定を準用するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員会の審議を経て、市長が定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

犬山市業者指名停止基準（昭和56年4月1日）は廃止する。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 愛知県内において生じた事故等の措置基準

| 措 置 要 件  | 期 間                              |
|--|----------------------------------|
| <p>(虚偽記載)</p> <p>1 市が発注する工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料及びその他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から<br/>1か月以上6か月以内</p> |
| <p>(粗雑公共工事等)</p> <p>2 市と締結した契約に係る工事等（以下この表及び別表第3において「市発注工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）</p>          | <p>当該認定をした日から<br/>1か月以上6か月以内</p> |
| <p>3 市内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>                               | <p>当該認定をした日から<br/>1か月以上3か月以内</p> |
| <p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>  | <p>当該認定をした日から<br/>2週間以上4か月以内</p> |
| <p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>           | <p>当該認定をした日から<br/>1か月以上6か月以内</p> |
| <p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>                                      | <p>当該認定をした日から<br/>1か月以上3か月以内</p> |
| <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>7 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>                          | <p>当該認定をした日から<br/>2週間以上4か月以内</p> |
| <p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>  | <p>当該認定をした日から<br/>2週間以上2か月以内</p> |

別表第2 贈賄の措置基準

| 措 置 要 件  | 期 間  |
|--|--|
| <p>1 次のア又はイに掲げる者が、本市の職員（法令等により公務に従事する議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む。以下この表において同じ。）に対する贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> | <p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から</p>                |
| <p>ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者。（以下この表及び別表第3において「役員等」という。）</p>                      | <p>4か月以上12か月以内</p>                               |
| <p>イ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの。（以下この表及び別表第3において「使用人」という。）</p>  | <p>2か月以上6か月以内</p>                                |
| <p>2 次のア又はイに掲げる者が、県内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>  | <p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から</p>                |
| <p>ア 役員等</p>   | <p>3か月以上9か月以内</p>                                |
| <p>イ 使用人</p>   | <p>1か月以上3か月以内</p>                                |
| <p>3 役員等が、県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>  | <p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から<br/>2か月以上6か月以内</p> |

別表第3 不正行為等の措置基準

| 措 置 要 件   | 期 間   |
|---|---|
| <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>1 県内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この表において「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）</p> | <p>当該認定をした日から<br/>2か月以上12か月以内</p>                 |
| <p>2 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>   | <p>当該認定をした日から<br/>3か月以上12か月以内</p>                 |
| <p>(談合又は競売入札妨害)</p> <p>3 有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が、県内において、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（次号に掲げる場合を除く。）</p>                                      | <p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から<br/>2か月以上12か月以内</p> |
| <p>4 市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>   | <p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から<br/>3か月以上12か月以内</p> |
| <p>(建設業法違反行為)</p> <p>5 県内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）</p>   | <p>当該認定をした日から<br/>1か月以上9か月以内</p>                  |
| <p>6 市発注工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>  | <p>当該認定をした日から<br/>2か月以上9か月以内</p>                  |
| <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>   | <p>当該認定をした日から<br/>1か月以上9か月以内</p>                  |

|   |  |
|---|--|
| <p>8 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員をいう。）が、禁固以上の刑にあたる犯罪容疑で公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>   | <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>  |
| <p>（暴力的不法行為等）</p> <p>9 次のアからキのいずれかに該当するもので契約の相手方として不適當であると認められるとき</p> <p>ア 法人等の役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいると認められるとき。</p> <p>イ 暴力団員等がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ウ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>エ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>オ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>カ 法人等の役員等又は使用人が、アからオのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>キ 法人等が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告及び警察への被害届の提出を怠ったと認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から12か月</p> <p>但し、当該排除措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで（以下、措置要件カの期間まで同じ）</p> <p>当該認定をした日から12か月</p> <p>当該認定をした日から3か月</p> <p>当該認定をした日から6か月</p> <p>当該認定をした日から3か月</p> <p>当該認定をした日から3か月</p> <p>当該認定をした日から2週間</p> |

|  |               |
|--|---------------|
| <p>(その他重大な事案)</p> <p>10 別表第1, 別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格業者が、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> | <p>委員会で決定</p> |
|--|---------------|